

## 第2編

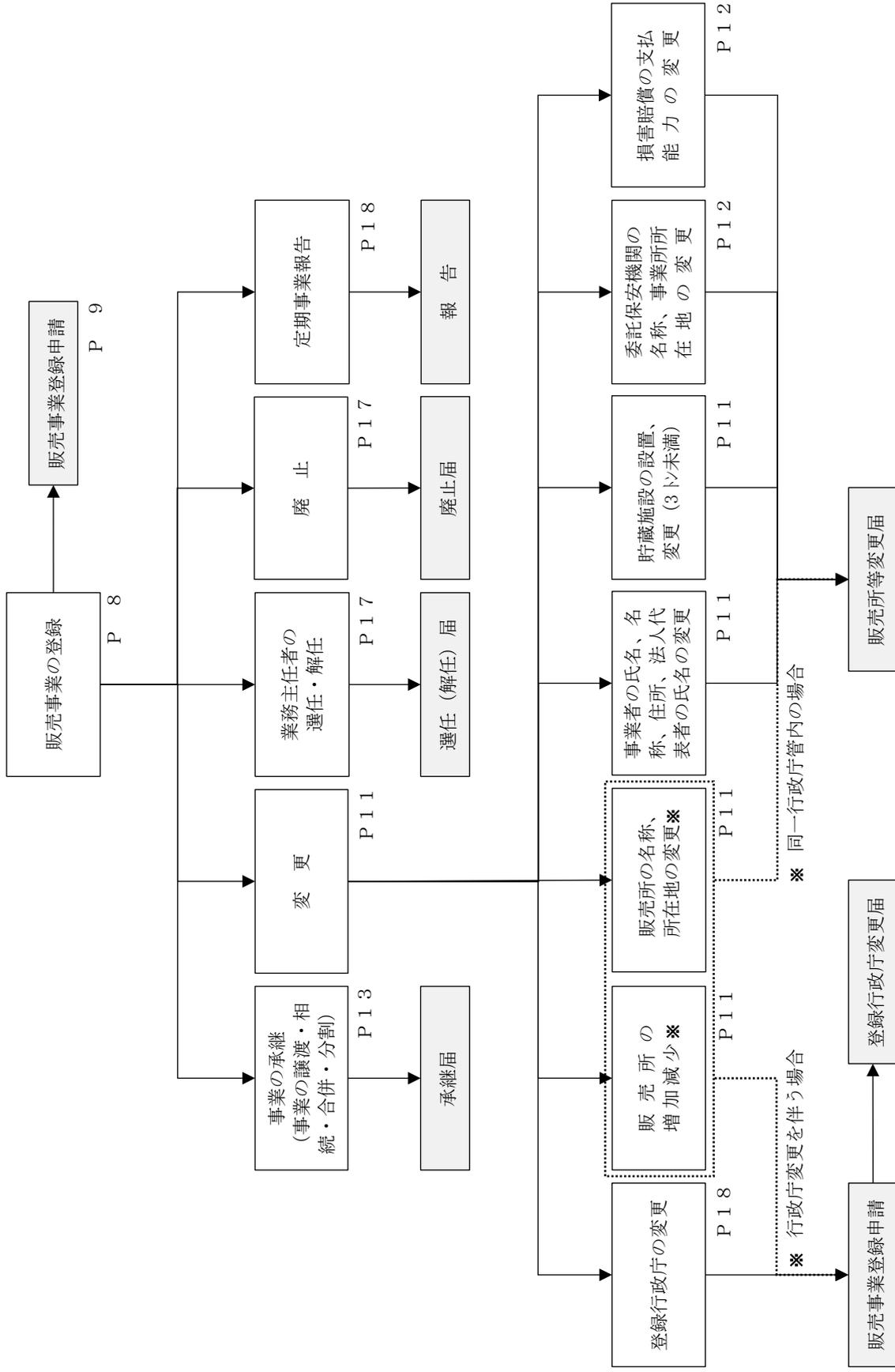
液化石油ガス法に係る登録申請の手続き等



## 第2編 第1章

### 液化石油ガス販売事業の登録

液化石油ガス販売事業の登録手続き一覧表



## 1. 登録申請及び届出等

### (1) 登録申請届出

区 分		備 考	頁	様式
販 売 事 業 関 係	販売事業登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 販売事業を始めるとき</li> <li>▶ 個人商店から法人に組織変更するとき</li> </ul>	P 9	P19
	販売所等変更届書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき</li> <li>▶ 販売所を新設(所管庁の変更を生じないもの)したとき</li> <li>▶ 一部の販売所を廃止したとき</li> <li>▶ 既存の販売所の名称を変更したとき</li> <li>▶ 貯蔵施設の位置及び構造を変更したとき(3,000kg未満)</li> <li>▶ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更したとき(委託先の変更を含む)</li> <li>▶ 保安機関を変更したとき</li> <li>▶ 損害賠償責任保険の内容を変更したとき</li> </ul>	P11	P30
	販売事業廃止届書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 販売事業を廃止したとき</li> </ul>	P17	P31
	業務主任者等選任(解任)届書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務主任者又は業務主任者代理者を選任又は解任したとき</li> </ul>	P17	P32
	販売事業承継届書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人間において、合併があったとき</li> <li>▶ 法人において分割(事業の全部承継)があったとき</li> <li>▶ 個人において、相続があったとき</li> <li>▶ 事業の全部の譲渡があったとき</li> <li>▶ 個人事業主が事業を譲渡して法人へ組織変更するとき</li> </ul>	P13	P34
	登録行政庁変更届書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 登録を受けた後、販売所の新設又は廃止があったため所管官庁が変更されるとき</li> </ul>	P18	P41

(注) 提出部数は、事業所控を含む2部とする。

### (2) 報告書

区 分	備 考	頁	様式
販 売 事 業 報 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 毎事業年度経過後3ヶ月以内に報告</li> </ul>	P18	P42

※ 静岡県においては毎年3月31日時点の状況を報告する。(1部)

### (3) 書類の作成

- ① 様式等、本書をコピーして使用する場合は下記のページの数字を削除する。
- ② 日付は提出日を記入する。

## 2. 販売事業登録申請（液石法第3条）

### （1）登録申請に必要な書類

	書類	区分		備考	頁	様式
		法人	個人			
1	販売事業登録申請書	○	○		—	P19
2	貯蔵施設の明細書	○	○		P46	P20
3	認定保安機関一覧表	○	○		—	P24
4	貯蔵施設を所有又は占有しない理由	○	○		—	P25
5	貯蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面	○	○	1種2種施設距離 火気との距離 販売所との位置 ※ 3トン未満に限る	—	—
6	貯蔵施設の構造図	○	○	平面、正面、側面図、縮尺の明記 配筋、扉、扉と壁の重なり及び換気口の明示と寸法の記入	—	—
7	販売予定地域等	○	○	販売所ごと	—	P26
8	損害賠償支払能力証明書	○	○	事業団保険の場合付保証明書 その他保険の場合（損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款〈その他これに類するもの〉並びに保険料領収証の写し	—	P27
9	定款及び登記事項証明書	○			—	—
10	登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	○	○		—	P29
11	事業所案内図	○	○	設置場所から半径2km程度の図	—	—
12	県収入証紙	○	○	申請手数料	—	—

備考 1. 以上の書類の大きさは、日本工業規格A4とする。（図面等を除く）

2. 3トン未満の貯蔵施設については登録完了後、「圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱の開始届出書」の届出を消防本部に届出ること。
3. 3トン以上10トン未満の貯蔵施設については、新規登録申請前に貯蔵施設等設置の許可を受け貯蔵施設を完成させていなければならない。

(2) 申請上の注意事項

- ① 登録申請時と同時に添付書類として下記書類を用意すること。
  - 1) 書面の交付（液石法第 14 条）
  - 2) 容器管理台帳（消費先の容器明細の様式〈電算処理可〉）
  - 3) 消費者保安管理台帳（規則第 131 条関係〈電算処理可〉）
  - 4) 消費先保安台帳（液石法第 16 条関係〈電算処理可〉）
  
- ② 登録の申請と同時に保安機関認定申請（液石法第 29 条第 2 項）、並びに業務主任者・同代理者の選任届（液石法第 19 条第 1 項・液石法第 21 条第 1 項）を提出する。

### 3. 液化石油ガス販売所等変更届（液石法第8条、規則第9条）

(1) 届出が必要な者

(2) の変更の内容に該当する液化石油ガス販売事業者

(2) 届出書類

① 液化石油ガス販売所等変更届書（様式P30）

② 添付書類

	変更の内容	個人	法人	様式
1	販売事業者の氏名又は名称の変更 (本社・本店)	戸籍謄本	登記事項証明書	—
2	販売事業者の住所の変更 (本社・本店)	住民票	及び定款	—
3	法人の組織変更 (合名↔合資、有限↔株式の場合に限る)※	登記事項証明書		—
4	代表者変更	登録の拒否要件に該当しないことの誓約書		P29
5	販売所の新設(静岡県内に限る)	P9の項目2、3、4、5、6、7、8、11を参照し添付する		—
6	販売所の所在地変更	上記項目5. 販売所の新設に同じ		—
7	販売所所在地の住居表示変更	市町の発行する証明書		—
8	販売所の一部を廃止 (支店・営業所)	なし		—
9	販売所の名称変更	なし		—
10	貯蔵施設の新設又は位置、構造の変更(3トン未満に限る)	貯蔵施設等の明細書、貯蔵施設の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面		P20
11	貯蔵施設を所有又は占有しない理由が新たに適合する場合	適合内容を証明する書類 (委託契約書の写し)		—
12	貯蔵施設を所有又は占有しない理由に変更があった場合	適合内容を証明する書類 (委託契約書の写し)		—

	変更の内容	個人	法人	様式
13	保安業務を行う者を変更する場合	保安業務委託契約書の写し 認定保安機関一覧表		P24
14	保安業務を行う者の氏名、所在地に変更があった場合	保安業務委託契約書の写し		—
15	損害賠償措置に変更があった場合	損害賠償支払能力の証明となる書類 事業団保険の場合付保証明書		P27

※ 個人商店から法人に組織変更する場合には、新たに登録と個人事業の廃止届が必要となる。

### (3) 届出上の注意事項

- ① 3 t 以上の貯蔵施設の位置及び構造の変更は、変更許可申請が必要となる。
- ② 貯蔵施設の変更工事については構造明細、図面等を作成し、関係機関と事前協議を行い、工事を施工すること。
- ③ 販売事業者とは本店又は本社、販売所とは支店又は営業所をいう。

### (4) 提出先

登録を受けている行政庁

#### 4. 液化石油ガス販売事業承継届(液石法第10条、規則第10条)

##### (1) 届出が必要な者

液化石油ガス販売事業者の地位を下記の理由により承継した者

- ① 相続
- ② 合併、分割(事業の全部承継)
- ③ 事業の全部譲渡
- ④ 個人事業主が事業を譲渡して法人へ組織変更するとき

##### (2) 届出書類

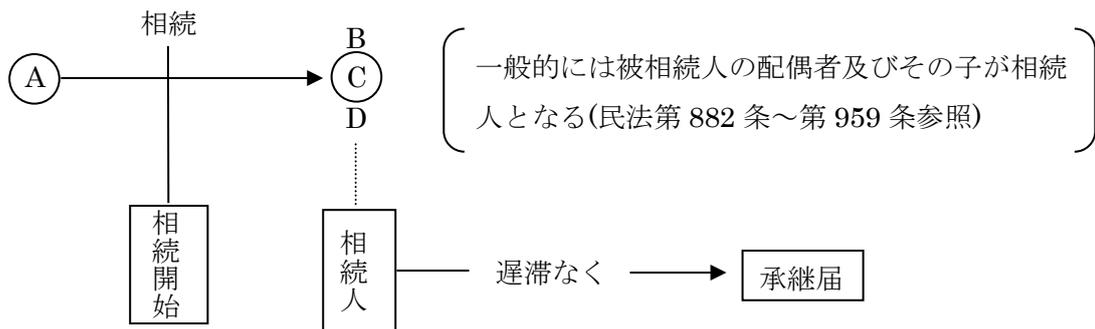
項目	書類等	法人		個人		備考	様式
		合併	譲渡	相続	譲渡		
1	液化石油ガス販売事業承継届(甲)	○	○	○	○	P14~16 参照	P34
2	液化石油ガス販売事業承継届(乙)	○	○	○	○	P14~16 参照	P35
3	液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書		○		○		P36
4	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書			○		2人以上の相続人全員の同意による相続の場合	P37
5	液化石油ガス販売事業者相続証明書			○		相続人が1人である場合	P38
6	液化石油ガス販売事業者事業承継証明書		(分割)			分割による全部承継の場合	P39
7	戸籍謄本			○		相続の権利を有する者全員	—
8	損害支払能力の証明となる書類	○	○	○	○	付保証明書等	P27
9	定款	○	○				—
10	登記事項証明書	○	○			地位を承継した法人	—
11	登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	○	○	○	○		P29
12	保安業務委託契約書の写し	○	○	○	○		—
13	合併、分割、譲渡を証する書面	○	○		○	総会議事録、 売買契約書の写し等	—
14	承継後の状況表	○	○	○	○		P40

(3) 承継について

液化石油ガス販売事業者について、事業の全部譲渡、相続、合併若しくは分割（事業の全部承継）があった場合は新規登録の特例として、事業の全部譲渡を受けた者、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人、若しくは分割により事業の全部承継をした法人は、新たに登録を受けることなく販売事業者の地位を承継する。この場合、地位を承継した者は遅滞なくその旨を登録行政庁に届け出なければならない。

承継する者が本法第 4 条の規定による欠格条項に該当する場合は承継は認められない。

① 個人の場合

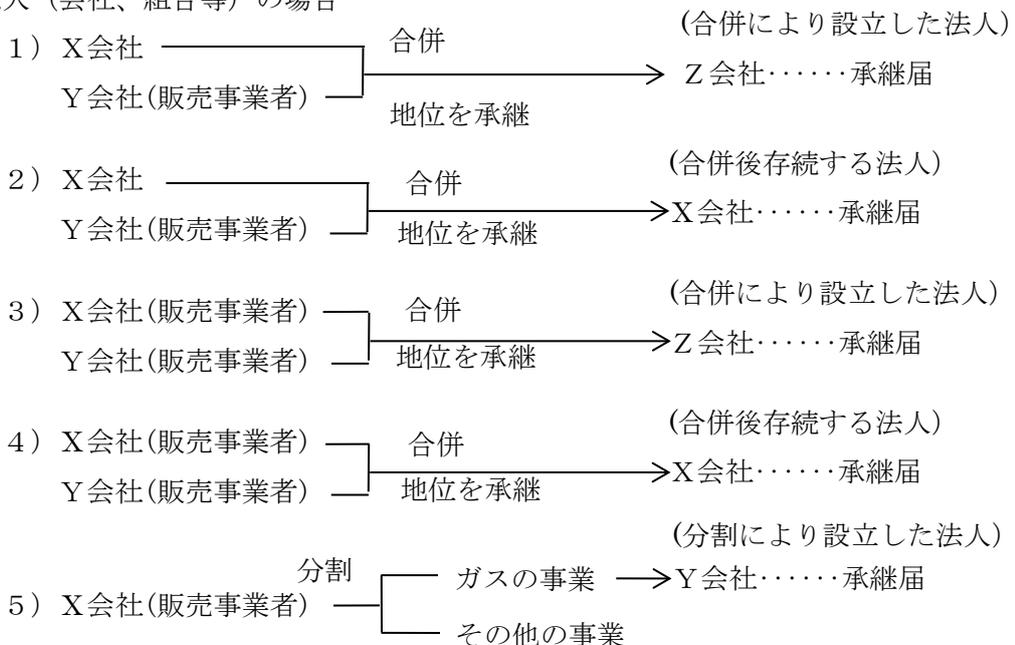


※ 相続は相続開始で相続人はその地位を承継するが、相続人が 2 人以上ある場合は全員の同意により選定された者が販売事業に係る地位を承継する。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まれない。

※ 登録事業者証等の登録番号欄には当初の登録番号を記入すること。

② 法人（会社、組合等）の場合



③ 承継に伴って販売所の名称等に変更があった場合は、届書にその旨を付記すること。

又、販売施設を変更しようとする場合は、別途変更許可申請をすること。

④ (甲) (乙) の様式について

譲り受ける者と譲り渡す者の登録行政庁毎に、甲乙を提出する。

	譲り受ける者の登録	譲り渡す者の登録	(甲) の提出先	(乙) の提出先
1	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	—
2	経済産業大臣	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業大臣	経済産業局長 産業保安監督部長
3	経済産業大臣	県知事	経済産業大臣	県知事
4	経済産業大臣	静岡市長	経済産業大臣	静岡市長
5	経済産業大臣	浜松市消防長	経済産業大臣	浜松市消防長
6	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業局長 産業保安監督部長
7	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	—
8	経済産業局長 産業保安監督部長	県知事	経済産業局長 産業保安監督部長	県知事
9	経済産業局長 産業保安監督部長	静岡市長	経済産業局長 産業保安監督部長	静岡市長
10	経済産業局長 産業保安監督部長	浜松市消防長	経済産業局長 産業保安監督部長	浜松市消防長
11	県知事	経済産業大臣	経済産業大臣	県知事
12	県知事	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	県知事
13	県知事	県知事	県知事	—
14	県知事	静岡市長	県知事	静岡市長
15	県知事	浜松市消防長	県知事	浜松市消防長
16	静岡市長	経済産業大臣	経済産業大臣	静岡市長
17	静岡市長	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	静岡市長
18	静岡市長	県知事	県知事	静岡市長
19	静岡市長	静岡市長	静岡市長	—
20	静岡市長	浜松市消防長	県知事	静岡市長 浜松市消防長
21	浜松市消防長	経済産業大臣	経済産業大臣	浜松市消防長
22	浜松市消防長	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	浜松市消防長
23	浜松市消防長	県知事	県知事	浜松市消防長

24	浜松市消防長	静岡市長	県知事	静岡市長 浜松市消防長
25	浜松市消防長	浜松市消防長	浜松市消防長	—
26	未登録	経済産業大臣	経済産業大臣	—
27	未登録	経済産業局長 産業保安監督部長	経済産業局長 産業保安監督部長	—
28	未登録	県知事	県知事	—
29	未登録	静岡市長	静岡市長	—
30	未登録	浜松市消防長	浜松市消防長	—

#### (4) 承継の届出上の注意事項

##### 液石法第10条（承継）関係

本条は、事業の全部の譲渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る）があった場合を新規の登録の特例として認めているものであり、例えば、一部の販売所に係る事業を譲渡した場合は、液石法第3条第1項の登録又は液石法第8条の販売所等の変更の届出（必要に応じて液石法第36条第1項の許可）が必要である。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所についての営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。

##### 〈添付書類〉

- ① 液石法第10条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者の地位を承継した相続人
  - 1) 2以上の相続人の全員の同意により選定された者
    - ▶ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書(全員の同意)(P37参照)
    - ▶ 被承継者の戸籍謄本
    - ▶ 承継者の登録の拒否要件に該当しないことの誓約書(P29参照)
  - 2) 1)以外の相続人の場合
    - ▶ 液化石油ガス販売事業者相続証明書(P38参照)
    - ▶ 被承継者の戸籍謄本
    - ▶ 承継者の登録の拒否要件に該当しないことの誓約書(P29参照)
- ② 液石法第10条第1項の規定により、事業の全部譲渡、合併(分割)によって液化石油ガス販売事業者の地位を承継した法人
  - ▶ 法人の登記事項証明書
  - ▶ 定款
  - ▶ 代表者、新役員の登録の拒否要件に該当しないことの誓約書(P29参照)
  - ▶ 合併(分割)時の総会決議録

## 5. その他の届出

### (1) 販売事業廃止届書

- ① 全ての販売所を廃止する場合は、販売事業廃止届書を提出する。  
〈添付書類〉  
なし
- ② 個人商店から法人に組織変更する場合には新たな登録と個人事業の廃止届が必要となる。

### (2) 業務主任者等選任（解任）届書

- ① 従業員の中から販売所ごとに、第二種販売主任者免状所持者であって、6ヶ月以上の液化石油ガス販売の実務経験を有する者のうちから業務主任者及び同代理者を選任すること。ただし、代理者にあつては、高圧ガス保安協会の行う講習の課程を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6ヶ月以上従事した経験を有し、かつ18歳以上の者でも可。

（液石法第19条、第21条）

- ② 業務主任者代理者は、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合、（相当長期にわたる職務遂行不可能な場合をいい、一時的な不在等の場合は含まれない。）その職務を代行できる体制になっていること。  
又、業務主任者の代理者は、販売所ごとに選任しなければならない。

（規則第25条）

- ③ 消費者数の合計が1,000戸未満で、通常において自動車等を利用して60分以内に到達可能な範囲に販売所があれば、業務主任者の選任にあたっては、3販売所まで兼任が認められる。また、同一の販売所において保安法第28条第1項の販売主任者と兼務することは認めるが、その職務が過大になって実行できない場合には認められない。

（通達（規則関係）第22条）

- ④ 選解任を同時に行う場合は同一届書に記載のこと。

業務主任者の選任数（規則第22条）

消費者数	業務主任者
1～999	1人
1,000～2,999	2人
3,000戸以上	2,000戸を超えるごとに1名追加

なお、業務主任者の代理者は、販売所ごとに1人以上選任すればよい。

（規則第25条）

⑤ 業務主任者の選任については販売主任者との兼務を可とする。

〈添付書類〉

第二種販売主任者免状の写し

ただし、代理者は業務主任者代理者講習修了証の写しでもよい。

(3) 登録行政庁変更届（承継の場合を除く）

販売所の増減、移転等により所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の登録を受け、旧行政庁に登録行政庁変更届を提出する。

〈添付書類〉

なし

## 6. 液化石油ガス販売事業報告（規則第132条）

液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を県に報告しなければならない。

（静岡県においては毎年3月31日時点の状況を報告する。1部）

様式第1（第4条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

## 液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

Ⓜ

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

2 貯蔵施設の位置

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

「保安機関一覧表」のとおり

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

## 貯蔵施設の明細書

種 別	登録 ・ 販売所の新設 ・ 貯蔵施設の変更				
※変更の内容、理由			従前の許可番号		
販 売 所	名 称				
	所 在 地	T E L			
	業務主任者の氏名				
販売所からの距離 (到着時間)		同一敷地内 ・ 外 (直線距離 km ・ 分 )			
所 有 形 態		自己所有 ・ 占有 (所有者名 )			
*変更前の販売業者名 及 び 所 在 地		(名称)			
		(住所)  T E L			
貯 蔵 能 力		kg × 本 = kg			
*変更前の貯蔵能力		kg × 本 = kg			
施 設 距 離	保 安 距 離	第 1 種保安物件名		第 2 種保安物件名	
		法定距離 m	水平距離 m	法定距離 m	水平距離 m
		保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・構造壁)	
		仰角内対象物 有 ・ 無		緩和措置の方法 ( )	
	火 気 と の 距 離	(施設名)			
		法定距離 m		水平距離 m	
緩和措置 有 ・ 無		緩和措置の方法 ( )			
		迂回距離 m			

貯蔵施設	面積	(芯・芯)	m × m = m <sup>2</sup>			
		(内・内)	m × m = m <sup>2</sup>			
	構造	屋根				
		床				
		壁	造り	高さ cm	厚さ cm	
			補強筋	mm φ (間隔)	縦 cm 横 cm	
		扉	型式	片引戸 ・ 両引戸		
			寸法	高さ cm	幅 cm	厚さ mm
	補強間隔		縦 cm	横 cm		
	滞留防止措置	高さ cm	幅 cm	設置場所	箇所 位置・方向 方	
		全換気口面積 cm <sup>2</sup> (必要面積 cm <sup>2</sup> )				
	転倒、転落防止措置					
	消火設備	消火器能力	A - B - C			
		法定本数	本	設置本数	本	
	警戒標	有 ・ 無		電気設備	有 ( ) ・ 無	

備考：登録・設置・変更のいずれかを○で囲む。

なお、登録・設置の場合は※印欄は記入しない。

施設距離：床面積は「芯・芯」とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

貯蔵能力：50 kg容器的最大貯蔵本数として次の計算式を用いる。

計算式

$$50 \text{ kg 容器本数} = \text{内法面積} \times 80\% \div 0.16 (50 \text{ kg 容器設置面積})$$

【記載例】

貯蔵施設の明細書

種別 A		登録・販売所の新設・貯蔵施設の変更			
※変更の内容、理由		従前の許可番号			
販売所	名称	山川液化ガス㈱			
	所在地	静岡市清水区谷田〇〇 - 〇 TEL 0543-〇〇-〇〇〇〇			
	B 業務主任者の氏名	静岡 一郎 浜松 二郎			
販売所からの距離 (到着時間) C		同一敷地内・外 (直線距離 km ・ 分 )			
所有形態 D		自己所有・占有 (所有者名 )			
*変更前の販売業者名及び所在地		(名称) (住所) TEL			
貯蔵能力 E		50 kg × 188 本 = 9,400 kg			
*変更前の貯蔵能力		kg × 本 = kg			
施設距離	保安距離 F	第1種保安物件名		第2種保安物件名	
		若葉小学校		「山田 一郎宅」	
		法定距離 22.5 m	水平距離 60 m	法定距離 15 m	水平距離 8 m
		保安物件に対する緩和措置		不要・必要 (障壁・構造壁)	
	仰角内対象物 有・無		緩和措置の方法 ( )		
	火気との距離 G	(施設名) 焼却炉			
		法定距離 2 m		水平距離 10 m	
緩和措置 有・無		迂回距離 m			

貯蔵施設	面積 H	(芯・芯)	5.50 m × 7.20 m = 39.60 m <sup>2</sup>					
		(内・内)	5.35 m × 7.05 m = 37.72 m <sup>2</sup>					
	構造 I	屋根	繊維強化セメント板					
		床	コンクリート					
		壁	コンクリートブロック (モルタルを充てん) 造り	高さ	200 cm	厚さ	15 cm	
			補強筋	10 mm φ (間隔)	縦	40 cm	横	40 cm
		扉	型式	片引戸 ・ 両引戸				
			寸法	高さ	190 cm	幅	105 cm	厚さ
	補強間隔		縦	38 cm	30×30mm以上の等辺山形鋼			
	滞留防止措置 J	高さ 20 cm 幅 40 cm 設置場所 15 箇所 位置・方向 4 方						
全換気口面積 12,000 cm <sup>2</sup> (必要面積 11,316 cm <sup>2</sup> )								
転倒、転落防止措置 k	壁にフックを取付け鎖がけを行う							
消火設備 L	消火器能力	A-6 B-12 C						
	法定本数	2 本	設置本数	2 本				
警戒標 M	有 ・ 無		電気設備 N	有 (防爆電灯) ・ 無				

備考：登録・設置・変更のいずれかを○で囲む。

なお、登録・設置の場合は※印欄は記入しない。

施設距離：床面積は「芯・芯」とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

貯蔵能力：50 kg容器的の最大貯蔵本数として次の計算式を用いる。

計算式

$$50 \text{ kg容器本数} = \text{内法面積} \times 80\% \div 0.16 \text{ (50 kg容器設置面積)}$$

基準：A～Nの詳細はP46 (貯蔵施設の明細) を参照

# 認定保安機関一覧表

販売所名

---

液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について液石法第 27 条第 1 項に掲げる業務を行う液石法第 29 条第 1 項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

保安業務区分	保安機関の氏名又は 名称及び認定番号	所 在 地
1 供給開始時 点検・調査		
2 容器交換時等 供給設備点検		
3 定期供給設備 点 検		
4 定期消費設備 調 査		
5 周 知		
6 緊急時対応		
7 緊急時連絡		

## 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

### 販売所名

---

1. 第1種製造者で貯蔵施設を所有し、又は占有している場合
2. 第1種貯蔵所を所有し、又は占有している場合
3. 充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合
  - イ 貯蔵施設を所有し、又は占有している第1種製造者  
名称  
事業所所在地
  - ロ 第1種貯蔵所を所有し、又は占有している者  
名称  
事業所所在地
4. 全量をバルク供給している場合
  - イ 自ら全量をバルク供給している場合
  - ロ バルク供給事業者に全量を委託している場合  
充てん事業所の名称  
充てん設備の車庫の所在地
  - ハ 自らバルク供給・バルク供給事業者に委託して全量を供給している場合
5. 登録を受けた協同組合等が貯蔵施設を所有しており、常時仕入れが可能な場合  
協同組合等の名称  
貯蔵施設の所在地
6. 第1種製造者の貯蔵施設に販売所が近接していると共に資本的結合があり、常時仕入れが可能な場合  
第一種製造者の名称  
事業所所在地

添付書類	1	保安法第5条第1項の許可書の写し
	2	保安法第16条第1項の許可書の写し
	3	委託契約書の写し
	4-イ	液石法第37条の4第1項の許可書の写し
	4-ロ	委託契約書の写し
	4-ハ	許可書の写しと委託契約書の写し
	5	組合員であることを証する書面の写し
	6	資本的結合があることを証する書面の写し

なお、1、3のイ、6の貯蔵施設とは保安法第8条第1号の技術上の基準に適合するものであり、5については液石法の貯蔵施設である。

# 販売予定地域等

販売所名

---

規則第4条第2項第3号による販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量は下記による。

## 1 販売予定地域

県 市・郡 町の区域

## 2 販売予定戸数

戸

## 3 販売予定数量

トン／年間

(事業団保険で販売事業者の場合)

## 付 保 証 明 依 頼 書

年 月 日

(一財) 全国LPガス保安共済事業団 静岡県支部 御中

保険 自 年 月 日 住 所

期間 至 年 月 日 商 号

㊞

下記の保険契約の証明を依頼します。

販売所名	住所	家庭・業務用 販売トン数	消費者戸数	保険金額 の種類
				A・B・C

保険金額の種類

タイプ	対人賠償補償限度額		対物賠償補償限度額
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり
A	1億円	8億円	8億円
B	2億円	20億円	20億円
C	50億円		

(事業団保険によらない場合)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

### 液化石油ガス販売事業者賠償責任保険契約について

下記のとおり、規則第6条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

記

1 被保険者の氏名又は名称及び事業所の所在地

2 保険契約者の氏名又は名称及び住所

3 保険者の氏名又は名称及び住所

4 被保険者別の次の事項

(1) てん補限度額

(2) 家庭・業務用液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数

(3) 保険料の負担者

(4) 保険期間

# 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

当社及び当社の業務を行う役員

私 は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法

律 第4条第1項に規定する登録の拒否要件に該当いたしません。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

登 録 番 号

連 絡 担 当 者 名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

### 1 変更の内容

変更前

変更後

### 2 変更の年月日

年 月 日

### 3 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業廃止届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 23 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 登録番号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 10 (第 22 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

業務主任者  
選任 (解任) 届書  
業務主任者代理者

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

登 録 番 号

連 絡 担 当 者 名

電 話

1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数

名 称

所在地

一般消費者等の数 \_\_\_\_\_

2 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

選任者(フリガナ)

解任者

○ 氏 名

○ 経 験 別紙添付

3 選任 (解任) の年月日

年 月 日

4 解任の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 業務主任者又は業務主任者の代理者が液石法第 19 条第 1 項又は液石法第 21 条第 1 項の規定に該当することを証明(液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。)した書面を添付すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

## 業務主任者・同代理者・販売主任者・選任届添付書

1. 業務主任者等に選任された者の経歴に関すること。

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生

2. 職歴（具体的に記入すること。）

(1) 現在勤務先 \_\_\_\_\_

(2) 液化石油ガスの販売の実務に関する作業経歴並びに従事期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

年 月自 \_\_\_\_\_

年 月至 \_\_\_\_\_

年 月自 \_\_\_\_\_

年 月至 \_\_\_\_\_

(3) 賞罰

年 月 \_\_\_\_\_

(4) 免状等の取得

年 月 日 第二種販売主任者免状取得

年 月 日 \_\_\_\_\_

年 月 日 \_\_\_\_\_

(5) 最終受講年月日

年 月 日 業務主任者講習（液石法第 19 条） 受講

上記は、このたび液石法第 19 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定により業務主任者、業務主任者の代理者、又は保安法第 28 条の第 1 項の規定により販売主任者に選任されたことにつき、その添付書として私が記載したものに相違ありません。

年 月 日

氏名

Ⓜ

※ 免状の写しを添付すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	
	登録の年月日及び登録番号	
	販売所の名称及び所在地	
	貯蔵施設の位置	
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の登録の年月日及び登録番号	
承継者の登録の年月日及び登録番号	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

様

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所 〒

㊞

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所 〒

㊞

連絡担当者名  
電 話

— —

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 登録の年月日
- 2 登録番号
- 3 譲渡しの年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

様

証明者

氏 名

印

住 所 〒

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
2 証明書は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者相続証明書

年 月 日

様

証明者 氏名又は名称及び法人に ㊞  
あつてはその代表者の氏名  
住 所 〒

氏名又は名称及び法人に ㊞  
あつてはその代表者の氏名  
住 所 〒

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- （備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

年 月 日

様

被承継者 氏名又は名称及び法人に ⑩  
あつてはその代表者の氏名  
住 所 〒

承継者 氏名又は名称及び法人に ⑩  
あつてはその代表者の氏名  
住 所 〒

次のとおり分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 登録の年月日

2 登録番号

3 承継の年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

## 承 継 後 の 状 況 表

承継者の氏名又は 名称及び法人にあっては その代表者の氏名	
住所又は所在地	〒  TEL
登録年月日	年 月 日
販売事業所登録番号	
販売所名称及び所在地	TEL
貯蔵施設の所在地	
特定供給設備の名称 及び所在地	
業務主任者及び 業務主任者の代理者の氏名	
認定保安機関の名称	
認定保安機関の認定番号	

備考 1. 承継届書(甲)・(乙)及び必要書類に添付して提出すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 登録行政庁変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号

2 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号

3 登録行政庁の変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

## 液化石油ガス販売事業報告

様

氏名又は事業者名  
(法人にあっては、その代表  
者名も記入してください。)

住 所

〒

登 録 年 月 日

登 録 番 号

連 絡 担 当 者 名  
及 び 電 話 番 号

☎

メ ー ル ア ド レ ス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 4月 1日から 年 3月31日まで

2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

※ 未入居等で閉栓されている場合も、メーターが設置されていれば戸数に含めてください。

<※ 「保安業務の委託状況」> 別紙のとおり。

(別紙) 事業所名 \_\_\_\_\_

保安業務の委託状況 保安業務区分		委託先の保安機関の 名称及び認定番号 (支店又は営業所まで記入)	委託している一般消費者等の数
1	供給開始時 点検・調査		戸
			戸
2	容器交換時等 供給設備点検		戸
			戸
3	定期供給設備 点検		戸
			戸
4	定期消費設備 調査		戸
			戸
5	周知		戸
			戸
6	緊急時対応		戸
			戸
7	緊急時連絡		戸
			戸

- (備考) 1 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には、「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。
- 2 複数委託している事業所にあつては、用紙をコピーのうえ全委託先を明記すること。
- 3 保安機関の認定番号は、機関事業所ごと(取得区分)の記号を記入すること。

## 液化石油ガス販売事業報告

様

氏名又は事業者名  
(法人にあっては、その代表  
者名も記入してください。) 静岡プロパン株式会社

住 所 〒420-0064  
静岡市葵区本通6-1-10

登 録 年 月 日 〇〇××年××月 ×日

登 録 番 号 22A12××

連 絡 担 当 者 名 清水 太郎  
及 び 電 話 番 号 ☎ 054-255-24××

メ ー ル ア ド レ ス XX@XX.ne.jp

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 〇〇××年 4月 1日から〇〇××年 3月31日まで
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	1,000 戸
--------------	---------

※ 未入居等で閉栓されている場合も、メーターが設置されていれば戸数に含めてください。

<※ 「保安業務の委託状況」> 別紙のとおり。

(別紙) 事業所名 静岡プロパン株式会社

保安業務の委託状況 保安業務区分		委託先の保安機関の 名称及び認定番号 (支店又は営業所まで記入)	委託している一般消費者等の数
1	供給開始時 点検・調査	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸
2	容器交換時等 供給設備点検	静岡エルピー(株) 藤枝営業所 22A0000AB-(1)	700 戸
		自 社 22A7234RA-(1)	300 戸
3	定期供給設備 点 検	静岡エルピー(株) 22A0000RA-(1)	1,000 戸
			戸
4	定期消費設備 調 査	静岡エルピー(株) 22A0000RA-(1)	1,000 戸
			戸
5	周 知	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸
6	緊急時対応	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸
7	緊急時連絡	自 社 22A7234RA-(1)	1,000 戸
			戸

- (備考) 1 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には、「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。
- 2 複数委託している事業所にあつては、用紙をコピーのうえ全委託先を明記すること。
- 3 保安機関の認定番号は、機関事業所ごと(取得区分)の記号を記入すること。



貯蔵施設の基準

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
A B C	種別 販売所 販売所からの距離	P22 参照 P22 参照 (1) 販売所に属する貯蔵施設とは、販売所と同一敷地内にあること、又は敷地を異にする場合には次に掲げる要件に適合する販売所から 5 km以内に設置されるものであることをいう。 (2) 通常の状態において 10 分以内に到着できる車両を有していること。 (3) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であって規則第 36 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設にさく、へいを設けた施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること
D	貯蔵施設の所有形態	(1) 共同の貯蔵施設にあつては、販売事業者ごとに当該販売事業者がその貯蔵施設として占有する範囲を明確に不燃材(さく、くさり等)で区分するとともに、貯蔵施設ごとに必要な器具類は専用のもを備えていること。 (2) 共同の貯蔵施設にあつては、賃貸借契約等により管理責任が明確にされていること。 (3) 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 14 号)による改正前の法第 11 条ただし書の許可を受けた販売所で、以下の要件により許可を受けた貯蔵施設については、なお、従前どおりとする。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">通達(規則関係)第 11 条</div>

施 設 基 準	備 考
<p>貯蔵施設は原則として販売所と同一敷地内に平屋建てで専用の建物とする。</p>	<p>やむを得ず同一敷地内に貯蔵施設を分散させる場合は、それぞれの面積が3㎡以上であり、又、それぞれの外壁から合計面積に対応する施設距離を確保すること。</p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
		<p>(要件)</p> <p>貯蔵所から 50m以内の場所に面積 3 m<sup>2</sup>未満の貯蔵施設を所有又は占有する場合であって、次に掲げるすべての条件に適合する場合</p> <p>① 顧客である消費者数が 100 戸以下であって、都市ガスの普及している都心部又は人口減少の続いている山間部のように、今後消費者数が増加する可能性がない地域に販売所があること。(「顧客である消費者数が増加する場合には、貯蔵施設の面積は <math>S = 0.02A</math> の式で算出した面積以上に拡大すること。」の旨の念書がとられていること。)</p> <p>② 容器置場の面積が 1.5 m<sup>2</sup>以上であって、かつ、次の式で算出した面積以上であること。</p> $S = 0.02A$ <p>(S : 面積 (単位 m<sup>2</sup>)    A : 消費者数)</p> <p>(4) 2 以上の販売所で一つの貯蔵施設を共有することは差しつかえない。</p> <p>ただし、P49 の (1) の①②の要件に適合することが必要なことは当然であり、2 以上の販売所が別々の企業の場合には、この点の審査をとくに十分に行い、また、それぞれの使用部分を明確にさせること。</p> <p>なお、面積は 3 m<sup>2</sup>に販売所の数を乗じたものを下回ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">(通達 (規則関係) 第 11 条)</p>

## 施 設 基 準

(1) 共同置場による場合

- ① 共同の貯蔵施設にあつては、賃貸借契約等により管理責任者が明確であること。  
又、出し入れの決定権は販売所にあること。
- ② 製造事業所敷地内の共同置場は製造事業所に受入能力があること。

(2) 貯蔵施設への専用通路の幅員は自己所有の液化石油ガスの運搬車両が通行できるものでなければならない。

(3) 貯蔵施設には施錠すること。ただし、販売所と同一敷地内にあつて門扉、へい、さく等により、管理できる場合はこの限りでない。

警戒標の設置場所は、販売所にあつては、貯蔵施設の出入口とし、特定供給設備で、さく、へいのある場合は、さく、へい、貯蔵施設等外部から見やすい場所の出入口付近とする。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等																									
E	貯蔵能力	説明省略																									
F	貯蔵施設の施設距離 貯蔵施設であって、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すること。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">規則第14条第2号</div>																										
(1)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貯蔵施設の区分</th> <th style="width: 35%;">貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離</th> <th style="width: 40%;">貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_1</math> 以上</td> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_4</math> 以上 <math>\varnothing_2</math> 未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ロ)</td> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_3</math> 以上 <math>\varnothing_1</math> 未満</td> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_4</math> 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <math>\varnothing_1</math>、<math>\varnothing_2</math>、<math>\varnothing_3</math> 及び<math>\varnothing_4</math>は、それぞれ下記の(2)表に規定する<math>\varnothing_1</math>、<math>\varnothing_2</math>、<math>\varnothing_3</math> 及び<math>\varnothing_4</math>を表すものとする。</p> <p>(イ) (ロ) は、P51の表2を参照</p>			貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離	(イ)	$\varnothing_1$ 以上	$\varnothing_4$ 以上 $\varnothing_2$ 未満	(ロ)	$\varnothing_3$ 以上 $\varnothing_1$ 未満	$\varnothing_4$ 以上																
貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離																									
(イ)	$\varnothing_1$ 以上	$\varnothing_4$ 以上 $\varnothing_2$ 未満																									
(ロ)	$\varnothing_3$ 以上 $\varnothing_1$ 未満	$\varnothing_4$ 以上																									
(2)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 15%;"><math>X &lt; 8</math></th> <th style="width: 15%;"><math>8 \leq X &lt; 25</math></th> <th style="width: 15%;"><math>25 \leq X</math></th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_1</math></td> <td style="text-align: center;"><math>9\sqrt{2}</math> (12.73)</td> <td style="text-align: center;"><math>4.5 \sqrt{X}</math></td> <td style="text-align: center;">22.5</td> <td>第1種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_2</math></td> <td style="text-align: center;"><math>6\sqrt{2}</math> (8.49)</td> <td style="text-align: center;"><math>3 \sqrt{X}</math></td> <td style="text-align: center;">15</td> <td>第2種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_3</math></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;"><math>2.25 \sqrt{X}</math></td> <td style="text-align: center;">11.25</td> <td>障壁構造時の第1種施設距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\varnothing_4</math></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;"><math>1.5 \sqrt{X}</math></td> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td>障壁構造時の第2種施設距離</td> </tr> </tbody> </table> <p><math>X</math>は、貯蔵施設の面積(<math>m^2</math>)を表すものとする。</p> <p><math>\varnothing</math>は、貯蔵施設の施設距離(m)を表すものとする。</p>				$X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備 考	$\varnothing_1$	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5 \sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離	$\varnothing_2$	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3 \sqrt{X}$	15	第2種施設距離	$\varnothing_3$	0	$2.25 \sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離	$\varnothing_4$	0	$1.5 \sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離
	$X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備 考																							
$\varnothing_1$	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5 \sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離																							
$\varnothing_2$	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3 \sqrt{X}$	15	第2種施設距離																							
$\varnothing_3$	0	$2.25 \sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離																							
$\varnothing_4$	0	$1.5 \sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離																							

## 施 設 基 準

### 施設距離の基準

(1) 面積 8 m<sup>2</sup>未満のもの

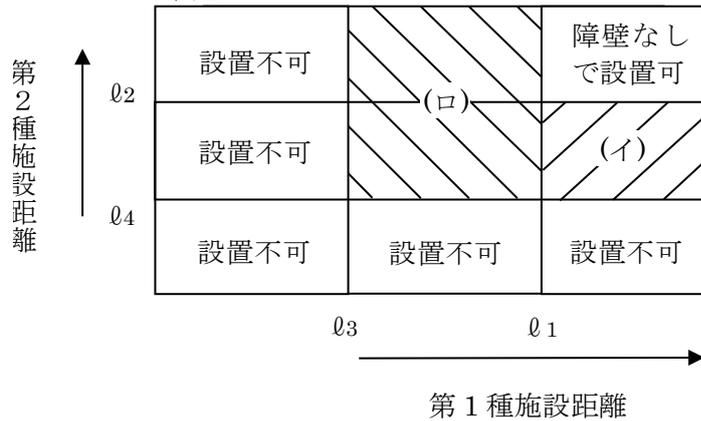
表 1 (単位：m)

第1種・第2種 保安物件	敷地 境界線	他の 構造物	障壁 (防火壁)
0.5	0.5	0.5	0.5

(2) 面積 8 m<sup>2</sup>以上のものは、法に示された距離を確保するほか、1の規定に準ずること。  
自社敷地内で第2種施設距離は確保すること。

(3) 施設距離の算定は(芯・芯)の床面積を基準とすること。

表 2



### 既設貯蔵施設について

他人の家屋の新築等により、置場距離がとれなくなった場合は、貯蔵施設等変更許可申請(又は貯蔵施設等変更届)により、貯蔵施設の移転又は、貯蔵施設面積の縮小等を行い施設距離を確保すること。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
G	<p>貯蔵施設の火気距離</p> <p>貯蔵施設の周囲 2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ 9 cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けた場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則第 16 条第 7 号</span></p> <p>充てん容器等は、常に温度 40 度以下に保つこと。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則第 16 条第 8 号</span></p> <p>貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">規則第 16 条第 10 号</span></p>	<p>防火上有効な障壁とは次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート</p> <p>厚さ 9 cm 以上の鉄筋コンクリート造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋したものであり、高さ 1.8m 以上で火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものとする。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り</p> <p>厚さ 12 cm 以上のコンクリートブロック造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部は確実に結束し、高さ 1.8m 以上のもので、火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものであること。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">例示基準 2</span></p>

施設基準	運用及び解釈
<p>貯蔵施設の換気口と当該火気との間の迂回水平距離は2mを超えること。</p> <p>電気設備を設ける場合は防爆構造の器具を用い、電動機等必要な箇所には100Ω以下のアースをとること。</p> <p>温度計を内部に設置すること。</p>	<p>火気とは一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、焚火、ストーブの火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花等も含まれる。</p> <p>又、電灯類（防爆構造を除く）スイッチ、浄化槽用モーター（密閉式地下埋設型を除く）、空調設備のモーター等も含む。</p> <p>貯蔵施設の換気口から2m以内に火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p>

	提出書類及び関係法令	基準・通達等
	<p>保安物件に対する距離の緩和措置の方法</p> <p>(1) の表に掲げる貯蔵施設には、第1種施設距離内にある第1種保安物件又は第2種施設距離内にある第2種保安物件に対し厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート障壁等を設けること。</p> <p style="text-align: center;"><b>規則第14条第3号</b></p>	<p>障壁構造とは次の各号に掲げるものであって、高さ1.8m以上で堅固な基礎の上に構築された対象物を有効に保護できるものであること。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造り 厚さ12cm以上のコンクリート造りで、直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋したものであること。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り 厚さ15cm以上のコンクリートブロック造りで、直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充てんしたものであること。</p> <p>(3) 鋼板製障壁 (イ) 厚さ3.2mm以上の鋼板に、縦横40cm以下の間隔に30×30mm以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。 (ロ) 厚さ6mm以上の鋼板に、縦横1.8m以下の間隔に30×30mm以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <p style="text-align: center;"><b>例示基準2</b></p>

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>保安物件に対する障壁は仰角を考慮すること。</p>	<p>「対象物を有効に保護できるもの」とは、障壁の先端を曲げる方法とエキスパンドメタルの設置による方法がある。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28 商ガ安第 11 号</span></p>

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
H	貯蔵施設の面積	<p>面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。</p> <p>同一敷地内の貯蔵施設については合算して 3 m<sup>2</sup>以上であればよい。また、一般消費者等以外の者に販売する液化石油ガスの貯蔵の用にも供するものであっても、面積は販売所ごとに 3 m<sup>2</sup>以上でよい。この場合一般消費者等に販売するものとその他のものを区分する必要はない。</p> <p>また、一般消費者等に販売する液化石油ガス以外の高圧ガスの貯蔵をあわせて行う場合には、一般高圧ガスの貯蔵に供される部分を除いて 3 m<sup>2</sup>以上が必要である。一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 42 号により、液化石油ガスと区分して貯蔵しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>通達(規則関係)第 11 条</b></p>
I	<p>構造</p> <p>充てん容器(断熱材で被覆してあるものを除く。)に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること。</p> <p style="text-align: center;"><b>規則第 14 条第 4 号</b></p>	<p>不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根は、次の各号の基準による。</p> <p>(1) 屋根組の構造は、形鋼又は軽量形鋼を使用し、柱または障壁に堅固に取り付けられたものであること。</p> <p>(2) 軽量の屋根材は、繊維強化セメント板が最も望ましく、屋根総面積の 1/4 以下の面積に限り、明り採り用としてのみ繊維入り補強プラスチック(ポリエチレンを除く。)を使用してもよい。</p> <p style="text-align: center;"><b>例示基準 3</b></p>
J	<p>滞留防止措置</p> <p>貯蔵施設は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。</p> <p style="text-align: center;"><b>規則第 14 条第 5 号</b></p>	<p>漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p>

## 施 設 基 準

### 構造の基準

- (1) 壁は障壁構造とする（充てん所プラットホームと同一の場合は除く。）
- (2) 漏えいしたガスが滞留しない構造とするため有効な換気のための措置を講ずる。
- (3) 屋根の骨組は不燃性又は難燃性の軽量な屋根を設けること。
- (4) 扉は鋼板製障壁構造として次の各号の基準を満たすこと。
  - ① 建物内側の引戸又は内開き戸とし、各扉の左右は建物出入口と 4 cmを超、上下は建物出入口と 5 cm以上重なること、又は各扉の四辺すべてが建物出入口と 3 cm以上重なることとする。ただし、二枚扉の場合は各扉の三辺が 3 cm以上重なればよい。
  - ② 開閉の容易な構造とする。
  - ③ 扉の高さは 1.8m以上とする。
- (5) 床面は平らなコンクリート造り等で、地盤面以上の高さとし、プラットホームを設ける場合はその出入口側に設け、奥行きは 1.8m以下とすること。プラットホームは公道から 0.5m以上の距離をとること。

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
K	<p>転倒、転落防止措置</p> <p>充てん容器等（内容積が 5 リットル以下のものを除く）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 9 号</p>	<p>(1) 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積 1 m<sup>2</sup>につき 300 cm<sup>2</sup>（金網等を取り付けた場合は、その太さによって減少する面積を差引いた面積とする。）の割合で計算した面積以上（1 箇所の換気口の面積は 2,400 cm<sup>2</sup>以下とする。）であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあつては、換気口は 2 方向以上に分散して設けること。</p> <p>(2) 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 通風能力が床面積 1 m<sup>2</sup>につき 0.5 m<sup>3</sup>/min 以上であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">② 吸入口を床面近くに設けること。</p> <p style="margin-left: 2em;">③ 排気ガス放出口を地盤面上より 5m 以上高い位置に設けること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 4</p> <p>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。</p> <p>(2) 固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。</p> <p>(3) 10kg 容器にあつては、原則として 2 段積以下とすること。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 9</p>



項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
L	<p>充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。</p> <p>充てん容器等であって、供給管若しくは、配管又は集合装置に接続されていないものは充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 5 号</p> <p>貯蔵施設には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。</p> <p style="text-align: center;">規則第 16 条第 6 号</p> <p>消火設備</p> <p>貯蔵施設には、消火設備を設けること。</p> <p style="text-align: center;">規則第 14 条第 6 号</p>	<p>消火設備は消火器とする。</p> <p>消火器の設置数量は能力 A-4 及び B-10 以上(粉末 A B C 消火器 15 型以上)の粉末消火器を、貯蔵施設の床面積 50 m<sup>2</sup> で除して得た数値以上とし、最低 2 個とする。消火器の設置場所は販売所と同一敷地内の場合は貯蔵施設から 15m 以内で、緊急の場合直ちに使用できる位置に常置し、貯蔵施設が販売所と同一の敷地内でない場合は、当該貯蔵施設の入口付近に設置するものとし、容器の出し入れを行う場合に当該作業を妨げず、かつ、容易に操作できる位置に置くものとする。</p> <p style="text-align: center;">例示基準 5</p>

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>貯蔵施設内に「充てん容器」と「残ガス容器」の標示を掲げて容器を区分して置き、作業に必要な物以外は置かないこと。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
M	<p>警戒標</p> <p>貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">規則第 14 条第 1 号</p>	<p>警戒標は次の基準による。</p> <p>(1) 警戒標を掲げる場所は、販売施設の出入口又は販売施設等に近接又は、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所とする。この場合近接又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に掲げること。</p> <p>(2) 警戒標の表示は次のとおりとする。(いずれもたて型でもよい。)</p> <p>① LPガス貯蔵施設</p> <p>② 燃 (赤色文字とする)</p> <p>③ 火気厳禁 (赤色文字とする)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">例示基準 1</p>
N	<p>電気設備</p>	

施 設 基 準	運 用 及 び 解 釈
<p>販売所から 50m 以上離れた貯蔵施設等には下記の標識を追加すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 無断立入禁止</li> <li>－ 販売所の名称及び所在地</li> <li>－ 貯蔵施設等の管理者の氏名</li> <li>－ 貯蔵施設等の管理者の電話番号</li> </ul> <p>P53 参照</p>	

## 付近状況図 (例示)

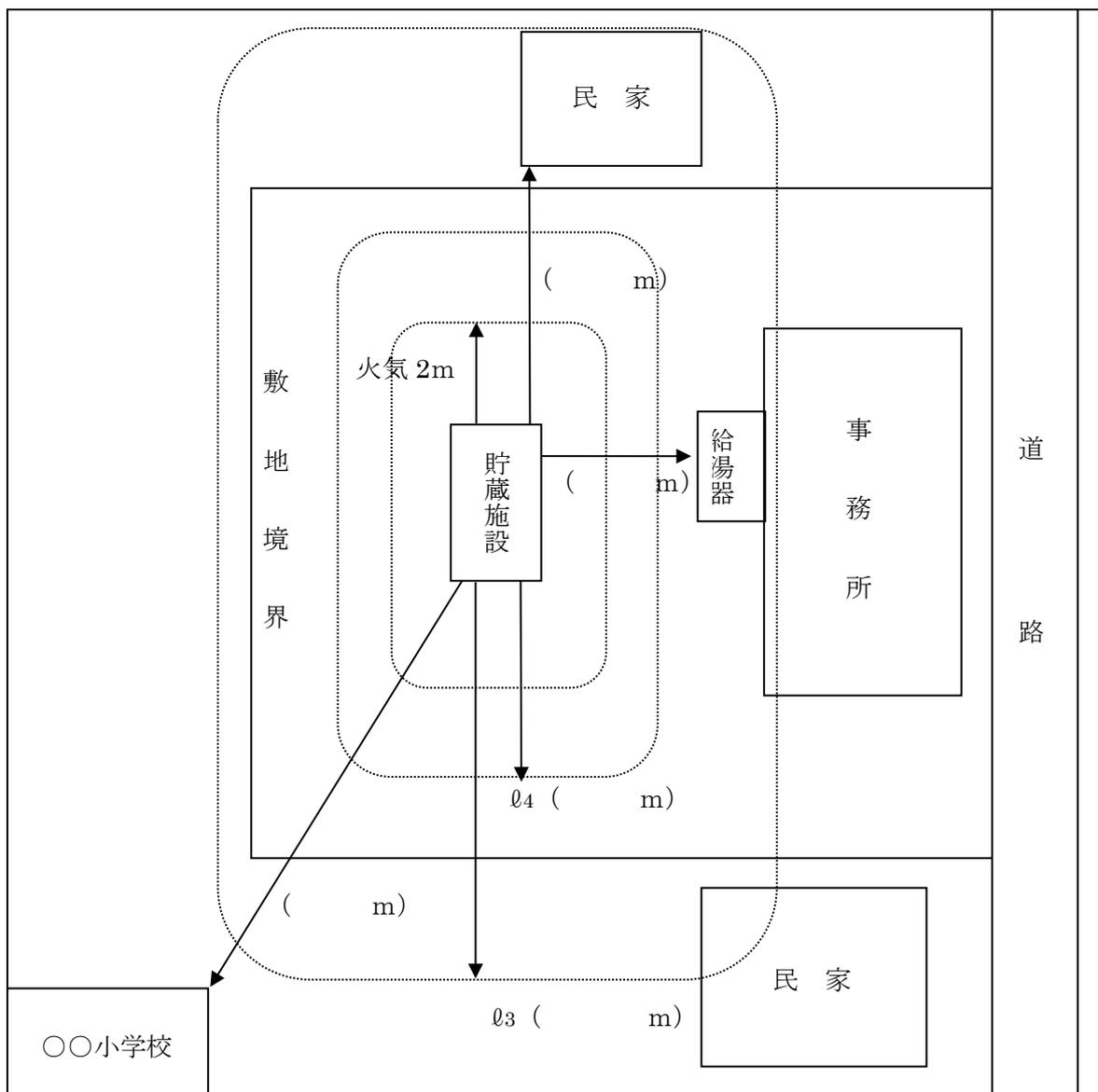
保安距離 ( $l_3$ 、 $l_4$  等) を図示

仰角内に保安物件があれば ( $l_1$ 、 $l_2$  等) を図示

敷地境界を図示

火気に当たるものがあれば図示

約 1/200 (例)

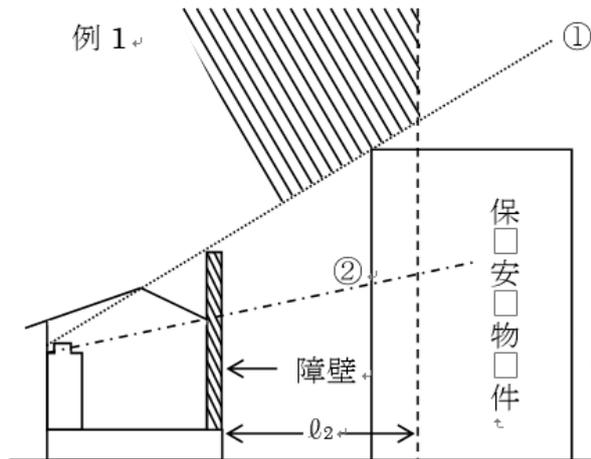


## 仰角内に保安物件がある場合（例示）

貯蔵施設等が許可物件であって、下記のように $l_2$ 以内に保安物件がある場合、下図のように障壁を高くする措置（屋根は障壁とならないため）を講じ、保安物件に対し、容器の頂部と障壁の頂部を結ぶ線が保安物件にかからないようにすること。

（ $l_2$ が確保できる場合は、仰角内に保安物件があっても措置を講ずる必要はない。）

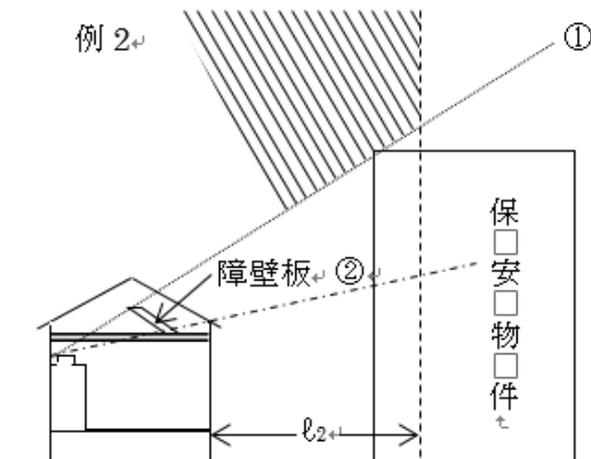
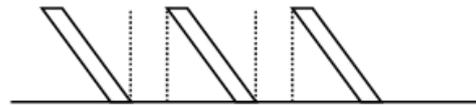
### 1. 仰角に対する措置が必要な場合



①措置をとった場合 .....

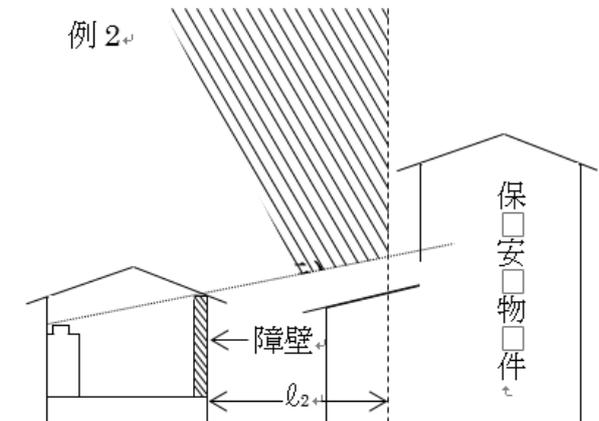
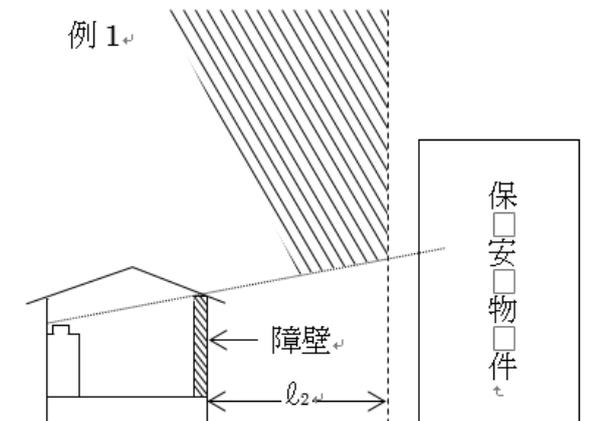
②措置をとらない場合 - - - - -

②の場合、仰角内に保安物件がかかるので措置を取ることにより、容器の頂部と障壁の頂部を結ぶ線が保安物件にかからないようにする（①の状態）



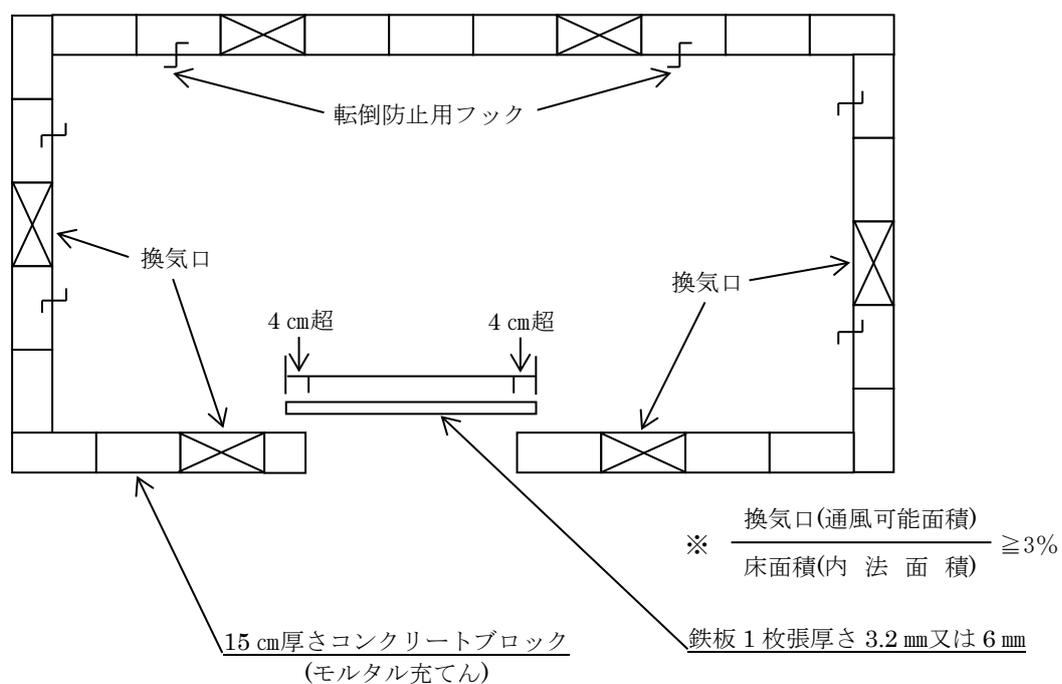
- ▶ 障壁板の構造は鋼板製障壁とする。
- ▶ 障壁板は鉄筋に緊結することにより固定すること。
- ▶ 障壁複数の障壁板を設ける場合、それぞれの障壁板が重ならないこと。（上図参照）

### 2. 仰角内にあるが $l_2$ 外にあるので仰角に対する措置不要

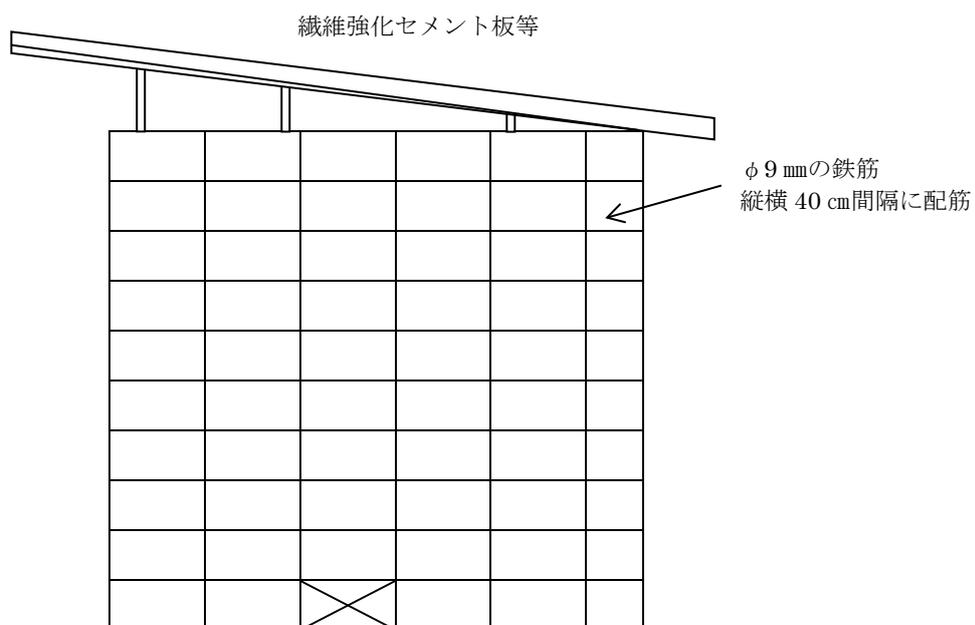


## 貯蔵施設の構造を示す図面（例示）

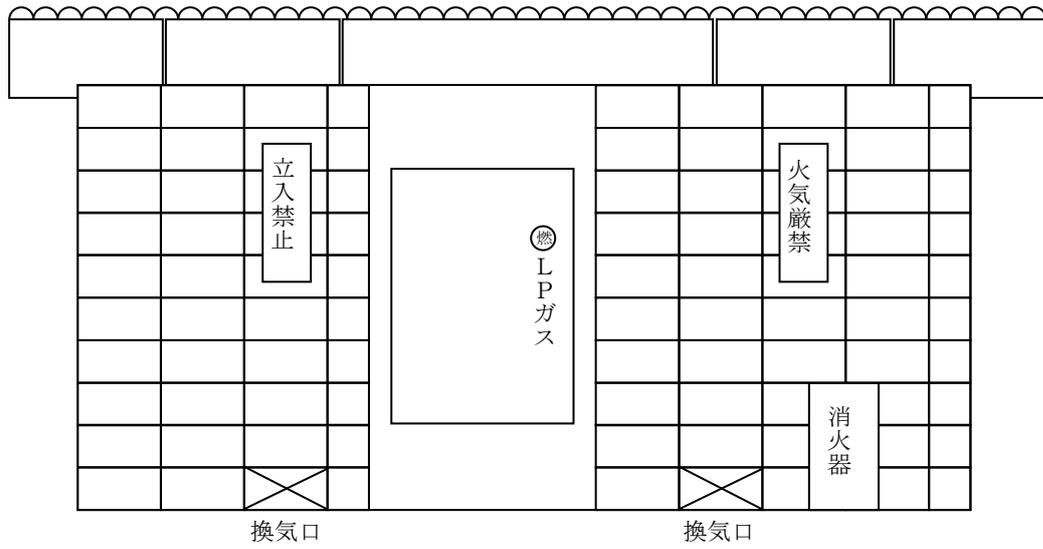
平面図



側面図



正面図



Ⓒ 火気厳禁、立入禁止は赤色文字とする。

扉の構造  $\frac{1}{20}$  (例)

